

4. 上位・関連計画の概要

4-1. 上位計画の概要

(1) 砂川市第7期総合計画

① 計画の期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間としています。

② 施策の体系

【まちづくりの基本理念】

砂川市第7期総合計画では、これまで築いてきた「まちづくりの主役は市民」の考えを継承するとともに、先人たちが築きあげてきた豊かな自然環境、地域を支える産業、歴史や文化などの地域資源を活かした魅力ある「まち」を礎とし、市民の主体的な関わりを通して、明るい未来を実現できるまちづくりを進めます。

また、多様化する社会の中でも、市民一人ひとりの思いを大切に、市民をまちづくりの中心としてともに行動していくことで、市民が暮らしやすいまちづくりを目指します。

【めざす都市像】

『自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち』

【まちづくりの共通した考え】

・『みんなで作るまちづくり』 ・『みんなが愛するまちづくり』 ・『持続可能なまちづくり』

【まちづくりの重点課題の推進】

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 安心と健康な暮らしの推進 | ④ まちなかの賑わいの推進 |
| ② 子育て支援と教育の推進 | ⑤ 活力と魅力ある産業の推進 |
| ③ 環境保全の推進 | ⑥ みんなでつくる社会の推進 |

【基本目標】

- 基本目標① 医療・保健・福祉 「健やかに安心して暮らせるやさしいまち」
- 基本目標② 生活環境・防災 「安全でやすらぎのあるまち」
- 基本目標③ 教育・文化・スポーツ 「豊かな心と学ぶ力を育むまち」
- 基本目標④ 産業振興 「活力にあふれ賑わいのあるまち」
- 基本目標⑤ 都市基盤 「自然と調和した快適で住みよいまち」
- 基本目標⑥ 市民参画・コミュニティ・行政運営 「明日へつなぐ協働と支え合いのまち」

②砂川市第7期総合計画における土地利用

「砂川市第7期総合計画」における本市土地利用の基本的な方向性は、次の通りです。

a)基本的な考え方

土地は、市民のための大切な資源であり、市民生活や社会の様々な活動を支える共通の基盤であることを踏まえ、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図り、地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と活力ある産業の振興などが図られるよう、総合的かつ計画的な土地利用に努めます。

また、人口減少や少子高齢化などの社会・経済情勢の変化を踏まえ、市民生活や産業・経済活動などに必要と見込まれる土地需要に対し、適切な対応に努めます。

さらに、近年は大規模災害が頻発しており、土地の安全性に対する要請が高まっていることから、市民の安全で安心な生活環境を守る土地利用を進めていきます。

b)地域類型別の基本的な方向性

【都市地域】

人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化に対応するとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、中心市街地における公共施設や商業施設などの都市機能の集積、未利用地などの有効活用を図り、まとまりのある市街地が形成されるよう、総合的な土地利用に努めます。

【農業地域】

農業の振興を図るため、生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、優良農地の保全と確保、耕作放棄地の発生抑制、再生、解消などに努めます。

また、他用途への転用を必要最小限にとどめ、宅地や道路などの都市的土地利用にあたっては、農業生産の推進や地域振興との調和を図り、適正な土地利用に努めます。

【森林地域】

森林は、水源のかん養や自然災害の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止などの公益的機能を通じて、市民生活に大きく寄与しています。そのため、必要な森林の確保と無秩序な開発の防止に努めるとともに、森林の有する多面的機能が発揮されるよう、整備と保全を図りながら適正な管理に努めます。

c)利用区分別の基本的な方向性

【農用地】

農業生産の重要な基盤であるとともに、良好な自然環境を保全する役割などの多面的な機能を有していることから、恵まれた自然との関係に配慮し、合理的かつ効率的な集約化を図ります。

また、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、無秩序な開発を抑制し、農用地としてのまとまりを確保するとともに、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用により、優良な農用地の確保と生産性の向上を図ります。

【森林】

国土の保全、水源のかん養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止などの多面的な機能を持ち、良好な生活環境を保つための貴重な財産であることから、林業や木材産業などの発展を促すとともに、必要な森林の整備や無秩序な開発の未然防止に努め、豊かな自然環境の保全を図ります。

また、市街地及びその周辺の森林は、身近な自然景観であり、市民の良好な生活環境を守るために必要なことから保全を図ります。

【原野】

地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

【水面・河川・水路】

水害・土砂災害の防止を図り安全性を確保するため、河川改修などの治水対策を推進するとともに、生態系や水循環系を破壊することのない整備により、生物の生息環境及び潤いのある親水空間として水辺環境の維持・向上に努めます。

また、農業用排水路の整備、適切な維持管理など、既存用地の持続的な利用を図ります。

【道路】

地域経済の発展や市民生活の利便性向上の基盤となることから、地域と地域を結び、土地の有効利用を高める幹線道路などの整備のために必要な用地の確保を図ります。また、安全性、快適性、防災機能などの向上に配慮し、国道・道道・市道などを含めた交通ネットワークの形成を図ります。

さらに、道路の整備にあたっては、騒音などの交通公害の防止に配慮して生活環境の保全を図るほか、沿道の土地利用と整合した景観や高齢者などに配慮した安全で快適な歩行空間の確保に努めるとともに、冬期間の効果的な除排雪対策による交通の確保など安全で適正な維持に努めます。

【住宅地】

将来人口及び世帯数に対応する住宅地の安定した供給を図るため、高齢化の進行や子育て支援の拡充も勘案しつつ、北国の特性に配慮し、無秩序な拡大を防止しながら、まちづくりの方向性に応じた適正な住宅地の確保を図ります。

【工業用地】

地域経済の活性化と雇用の場の確保を図るため、地元企業の育成・強化を進めながら企業の立地動向に的確に対応し、企業誘致の推進に必要な用地の確保及び生産基盤の形成に努めます。

また、用地の確保にあたっては、周辺的生活環境や自然環境に配慮し、他の土地利用との調整を図ります。

【その他の宅地】

事務所、商業地など、その他の宅地については、良好な環境に配慮し、中心市街地における土地利

用の高度化や商業の活性化を促進するとともに、魅力ある商店街を形成するために必要な用地の確保を図ります。

【その他】

文教施設、環境衛生施設、厚生福祉施設、公園緑地、交通施設などの公用・公共用施設の用地については、生活水準向上のため重要な機能を果たすものであることから、多様化する市民ニーズや環境の保全に配慮した適正な配置に努め、必要な用地の確保を図ります。

また、施設整備にあたっては、災害に対する安全性の確保はもとより、災害時における施設の活用に配慮します。

③砂川市第7期総合計画における施策

「砂川市第7期総合計画」では、めざす都市像である「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」の実現を目指して6つのまちづくりの基本目標を設定し、市民、地域、行政の相互理解と協調のもとに、施策の展開を図っています。そのうち、直接公園緑地に関わる目標及び施策は以下のとおりです。

【基本目標5：（都市基盤）自然と調和した快適で住みよいまち】

住みよい環境で快適に暮らすことができるよう、多様化する生活スタイルに対応した良質な住環境の形成に向けた取り組みを進めるとともに、生活に欠かすことのできない水道水の安定供給や下水道施設の整備などに努めます。

また、都市機能の基盤となる道路・橋梁の整備や公共交通機関の維持確保に取り組むとともに、憩いの場である公園の整備や適切な緑の保全を図り、豊かな自然と調和した美しい街並みが広がるまちを目指します。

【基本目標5の内、施策5-5（快適空間）美しい街並みの広がるまちづくり】

豊かな緑と市民が暮らす環境との調和を図るため、市内全体の適切な緑化及び公園施設の長寿命化と適正管理を推進し、美しい街並みの広がるまちを目指します。

＜基本事業＞

- ①公園施設の整備及び長寿命化と適正管理の推進（指標名：公園を利用する市民の割合）
- ②豊かな緑と美しい街並みの保全（指標名：緑化推進団体数）

④砂川市第7期総合計画における施策に関して考えられる公園緑地の貢献について

公園緑地は、緑による環境形成や景観形成、防災・減災、レクリエーション、子育て支援、コミュニティ形成等といった多面的な効果が期待されることから、十分に利活用することでまちづくりに貢献できると考えられます。

この考えから、砂川市第7期総合計画のまちづくりの基本目標における施策に関して、公園緑地が貢献できる内容を挙げると次の通りとなります。

②基本目標2（生活環境・防災）『安全でやすらぎのあるまち』		
◆施策3（環境保全）地球環境に配慮したまちづくり		
①地球温暖化防止の推進		
		【公園緑地が貢献できる内容】 →緑地保全による二酸化炭素吸収源の確保等
◆施策6（地域防災・減災）防災・減災に対応したまちづくり		
②地域防災力の向上		
		【公園緑地が貢献できる内容】 →1次避難場所としての位置づけ、地域防災訓練の場としての活用等

③基本目標3（教育・文化・スポーツ）『豊かな心と学ぶ力をはぐくむまち』		
◆施策5（スポーツ）スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康的で生きがいのある暮らしを推進するまちづくり		
②スポーツ環境・施設の整備の推進		
		【公園緑地が貢献できる内容】 →運動公園の整備、身近な運動広場としての充実等

④基本目標4（産業振興）『活力にあふれ賑わいのあるまち』		
◆施策4（観光）観光の振興で魅力あふれるまちづくり		
①魅力ある観光の推進		
		【公園緑地が貢献できる内容】 →花や水が特徴的な景観の演出等
◆施策5（市街地賑わい）まちなかに賑わいをもたらすまちづくり		
①まちなかの賑わい創出		
		【公園緑地が貢献できる内容】 →市街地におけるイベント広場としての公園活用等

⑤基本目標5（都市基盤）『自然と調和した快適で住みよいまち』		
◆施策3（住環境）安心して暮らせる住生活を実現できるまちづくり		
	②	まちなか居住の促進
	③	公営住宅の良質な住環境の整備
		【公園緑地が貢献できる内容】 →人々が住みたくなる緑豊かで美しい街並みの形成、安全・安心な暮らしに資するオープンスペースの確保等
◆施策5（快適空間）美しい街並みの広がるまちづくり		
	①	公園施設の整備及び長寿命化と適正管理の推進
	②	豊かな緑と美しい街並みの保全
		【公園緑地が貢献できる内容】 →街路樹等の適切な管理の実施等

⑥基本目標6（市民参画・コミュニティ・行政運営）『明日へつなぐ協働と支えあいのまち』		
◆施策2（地域コミュニティ）人のきずなが広がるまちづくり		
	①	地域コミュニティの推進
		【公園緑地が貢献できる内容】 →多世代の交流や地域の集まりを促進するイベント等を実施できる広場の整備等

(2)砂川市都市計画マスタープラン

砂川市都市計画マスタープランの基本方向は、次のとおりです。

①計画の期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）までの10年間としています。

②基本理念

『安全・安心なコンパクトで活力のある、市民が主役の持続可能な自然と調和した住みよいまち』

③基本目標

- 基本目標1：コンパクトな市街地を活かした都市づくり
- 基本目標2：自然環境と調和した持続的な都市づくり
- 基本目標3：安全・安心で快適に暮らせる都市づくり

④将来都市構造（関連部分の抜粋）

【自然環境保全ゾーン（農業地域、森林地域）】

市街地ゾーンの東側に取り巻くように位置する農業地域は、優良農地の保全を図り、遊休農地や休耕田などは適切な管理や指導をおこなう地域とします。また、東部の緩やかな丘陵地帯に広がる森林地域は、水源のかん養、災害防止、木材の生産、また地球温暖化対策となる二酸化炭素吸収源でもあり、緑の保全と創出をめざした自然環境保全ゾーンに位置づけ、その環境整備に努めます。

【親水空間ゾーン（石狩川・空知川、オアシスパーク）】

市街地西部に位置する石狩川の河川敷地を中心とした一帯は石狩川水系砂川緑地として豊かな水環

境を利用した広域レクリエーションの場となっています。石狩川水系砂川緑地内のオアシスパークでは、よりアウトドアスポーツ等のアクティビティが楽しめる空間整備に向けた取り組みが進められています。

⑤都市施設の整備方針（関連部分の抜粋）

【公園・緑地に関する基本方針】

緑地は、南北に細長い市街地を挟み込むように東部に展開する石山一帯の樹林地及び西側外縁部を南北に流れる石狩川や空知川、市街地の中央を流れるパンケ歌志内川及びパンケ歌志内川の河川空間、北海幹線用水路を骨格とし形成されています。

この緑地の形態に応じて、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努めます。

市民一人あたりの公園・緑地量は約 226.79 m²（令和 2 年末の都市計画区域内）となっており、他市町と比べ量が多いものの今後の人口減少を見据え人口動態や誘致距離等を勘案して街区公園の配置（集約・再編）を検討します。また、都市公園は、長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進めます。

【都市緑化・都市景観形成の方針】

・都市緑化の推進方針

昭和 49 年の緑化都市宣言以来、豊かな自然に囲まれた環境を保全し、公園の中に都市がある「緑あふれる公園都市」の実現のため、市街地の積極的な緑化を推進して参りました。

引き続き、都市にうるおいとやすらぎをあたえる空間としての緑地や緑化施設の機能維持のため、樹木の成長に対応した管理を実施します。また、「砂川市花いっぱい運動」などの市民活動を推進します。

・都市景観の形成方針

都市の景観は、その都市の文化、歴史、環境などを表すものとして都市づくりでの重要度が増してきており、「砂川らしいまちづくり」を進めるため、「北海道景観計画」の方針に即しつつ、市街地の背景となる自然環境の保全、水辺景観の保全、街並み景観の創出を進めます。

(3)砂川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（関係部分の抜粋）

都市計画法第 6 条の 2 に基づく「砂川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、本市の都市計画区域の将来の姿を展望し、都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的とした土地利用や都市施設の基本となる方針です。

①土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

【都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針】

・郷土景観を構成する砂川神社周辺の樹林地や、JR 函館本線沿線に植生する樹林地は都市における良好な自然環境を有していることからその保全に努める。

【優良な農地との健全な調和に関する方針】

・本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

【災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針】

・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進

や保全に努め、災害の防止を図る。

- ・市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、火災時における延焼防止等、災害の予防対策に努める。

【自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針】

- ・市街地を取り巻く森林、河川などの市街地周辺の自然環境については、都市と自然との共生・調和ができるように保全を図るとともに、市民の憩いとうるおいの場、さらには交流の場となるような活用を図る。

②自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

【基本方針】

本区域における緑地は、南北に細長い市街地を挟み込むように東部に展開する良好な石山一帯の樹林地及び西側外縁部を南北に流れる石狩川や空知川、市街地の中央を流れるパンケ歌志内川及びパンケ歌志内川の河川空間を骨格とし形成されている。

この緑地の形態に応じて、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

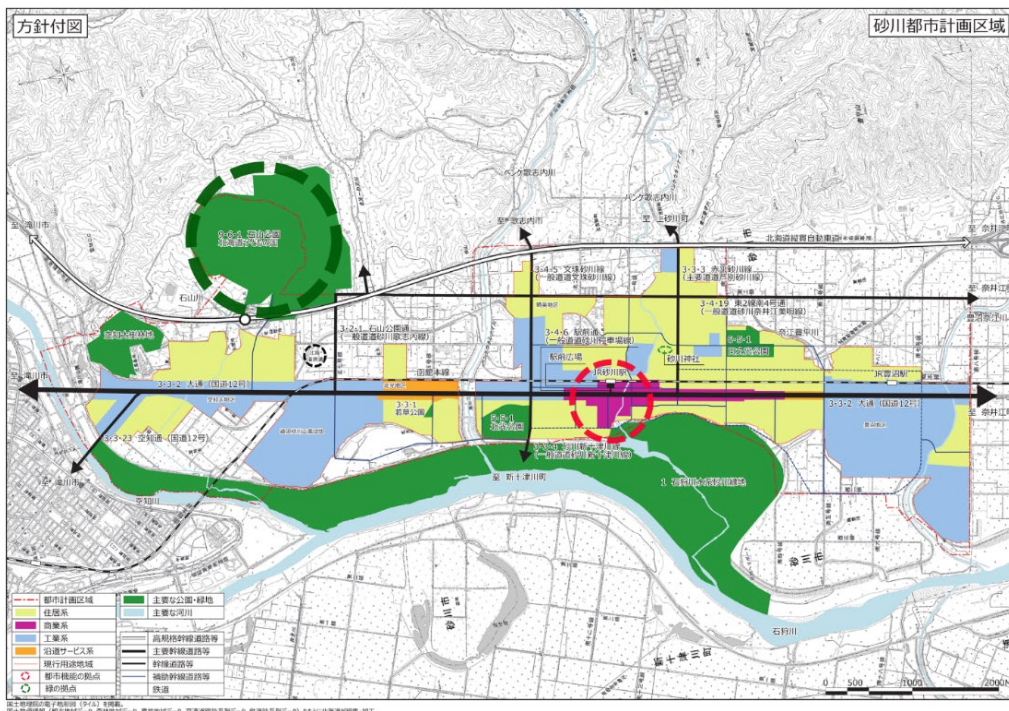
【コンパクトなまちづくりに係る配置方針】

- ・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

【実現のための具体の都市計画制度の方針】

- ・都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として、都市計画決定を行う。

図 砂川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針付図



4-2. 関連計画の概要

(1)砂川市地域防災計画

本計画の対象区域内には、「砂川市地域防災計画」において水防区域、地すべり危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流などの災害危険区域を設定しています。

公園・緑地は、避難場所、火災時における延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、物資等の基地として活用することができる重要な施設であることから、本市では従来から公園、緑地等の整備を進め、今後においても緑の基本計画などに基づき、計画的に防災機能に配慮した公園、緑地等の配置に努めるとしています。

表 指定緊急避難場所及び指定避難所（洪水・土砂災害の場合）

指定緊急避難場所	指定避難所
北地区コミュニティセンター駐車場	北地区コミュニティセンター
石山中学校グラウンド	石山中学校
北光小学校グラウンド	北光小学校
地域交流センターゆう駐車場	地域交流センターゆう
砂川中学校グラウンド	砂川中学校
総合体育館前公園	総合体育館
砂川小学校グラウンド	砂川小学校
豊沼小学校グラウンド	豊沼小学校

表 指定緊急避難場所及び指定避難所（地震等の場合）

指定緊急避難場所	指定避難所
空知太小学校グラウンド	空知太小学校
石山中学校グラウンド	石山中学校
北光小学校グラウンド	北光小学校
中央小学校グラウンド	中央小学校
海洋センター横公園及び駐車場	海洋センター
公民館駐車場	公民館
地域交流センターゆう駐車場	地域交流センターゆう
砂川中学校グラウンド	砂川中学校
総合体育館前公園	総合体育館
砂川小学校グラウンド	砂川小学校
豊沼小学校グラウンド	豊沼小学校

(2)北海道みどりの基本方針

平成31年3月に策定された北海道の計画で、道内都市圏における緑地の将来像やその実現に向けた方針を示し、加えて緑化を図る上で重要な主体である「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」を策定する際の指針となるものとして整理されています。

前回の計画では都市計画区域に対する緑地面積割合の目標を「約32%」としており、この目標は平成26年度時点で「約31%」と概ね達成していることから、「北海道みどりの基本方針」では前計画のような量を確保する数値目標を定めず、北海道の都市の「みどり」のあり方を示す「方針」を定めることとしています。

表 北海道みどりの基本計画 前計画の目標と達成状況（「北海道みどりの基本方針」より）

	目標（平成30年）		（平成26年度）		整備目標 達成状況
	面積	都市計画区域 に占める割合	面積	都市計画区域 に占める割合	
施設緑地	A 約49,000ha	約8%	B 約29,000ha	約5%	B/A 約59%
地域制緑地	C 約76,000ha	約27%	D 約83,000ha	約28%	D/C 約104%
合計	約225,000ha	約35%	約212,000ha	約33%	
施設緑地・地域 制緑地間の重複	△約18,000ha	—	△約10,000ha	—	
緑地の確保量	約207,000ha	①約32%	約202,000ha	②約31%	
都市計画区域	644,018ha		644,016ha※		

※都市計画区域面積は平成27年度末

下記に本計画の関連計画となる「北海道みどりの基本方針」の要点を示します。

【「北海道緑みどりの基本方針」の要点】

1)北海道における「みどり」の課題

- ・「みどり」の整備拡大だけでなく、今後は限られた予算の中で良好な「みどり」を将来的に維持していくための計画的な「みどり」のストックマネジメントが必要
- ・限られた人員の中で「みどり」の特性を活かしたきめ細やかな管理運営を行うための仕組みや体制をいかに整えるか
- ・「みどり」が持つポテンシャルを最大限発揮するためのマネジメント手法の確立

2)これからの都市の「みどり」のあり方

- ・「みどり」のストック効果を高めるマネジメントの実践
- ・官民連携による「みどり」マネジメントの実践
- ・柔軟に使いこなす都市公園等のマネジメントの実践

3)推進すべき施策

- ・緑の基本計画の充実化・高度化
 - (1)「みどり」のストック効果を最大限発揮するための視点
 - (2)都市公園等をより柔軟に使いこなす方針・方策
- ・公園施設長寿命化計画への積極的な取組
- ・各種制度等の戦略的な活用
 - (1)都市の質を高める都市計画制度等の活用（特別緑地保全地区等、景観地区、…）
 - (2)官民連携による「みどり」のマネジメントの加速
 - (3)横断的連携による制度の活用（都市計画法、都市緑地法、河川法、…）